

北海道森林管理局入札監視委員会審議概要

(ホームページ掲載日：平成25年7月8日)

開催日及び場所		平成25年6月27日(木曜日) 第一研修室	
委員		青木 豪 (青木豪法律事務所) 荒島 裕雅 (荒島裕雅税理士事務所) 中村 圭佐 (公認会計士中村圭佐事務所)	
審議対象期間		平成25年1月1日～平成25年3月31日	
審議対象案件		141件 うち、1者応札案件28件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件	
抽出案件		18件 うち、1者応札案件 6件 (抽出率 12.7%) (抽出率 21.4%) 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件 (抽出率 0%)	
工事	一般競争		6件 うち、1者応札案件 3件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件
	指名競争	公募型指名競争	該当なし
		工事希望型競争	該当なし
		その他の指名競争	該当なし
	随意契約		該当なし
業務	一般競争		該当なし
	指名競争	公募型競争	該当なし
		簡易公募型競争	該当なし
		その他の指名競争	該当なし
	随意契約	公募型プロポーザル	該当なし
		簡易公募型プロポーザル	該当なし
		標準型プロポーザル	該当なし
		その他の随意契約	該当なし

抽出案件内訳

物品・ 役務等	一 般 競 争	1 2 件 うち、1 者応札案件 3 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0 件
	指 名 競 争	該当なし
	随意契約（企画競争・公募）	該当なし
	随意契約（その他）	該当なし
(特記事項)		
委員からの意見・質問、それに対する 回答等	意見・質問	回 答
	その他物品（F71、F72）	
	1 衛星可搬端末とはどのようなものか。 また、衛星携帯より単価が高い。購入する理由は何故か。	大きさはA4程度で、受話器を接続し、アンテナと一体となっているものである。 殆ど緊急連絡時に使用することを想定しており、利用する衛星の関係から山間部等での通信の安定するものを購入している。
	2 通信料サービスに係わる業者はどこか。	日本で法的に認められている衛星携帯電話の会社である。
	3 衛星携帯本体を入札する際に通信料については入札条件に入っているのか。 また、その後の通信料の内容を把握しているのか。	入札条件には入っていない。 物品として入札しており、その時点でのリサーチ、一般に出回っているパンフレットなどから利用料は把握している。
4 入札の段階で、衛星携帯携帯本体と通信料を合わせた契約は検討すべきではないか。	林野庁本庁で通信サービスを含めた発注方法について検討していると聞いており、今後、指導があると考えている。	
その他物品（F69～F72）		
5 F69～72は落札額が予定価格と乖離があるが、予定価格は何を基準に作成しているのか。	F69は、物価本印刷料金・製本料金・用紙価格を参考に積算している。 F70は、市況調査方式によ	

り、複数見積により積算の参考としている。

F71、72は、パンフレット及びインターネット上から販売価格を調べ、積算の参考として予定価格を作成している。

6 F71、F72は、他の公告と比べ、公告日から入札日まで約2か月間あるのはなぜか。

1200SDR以上は、国際競争に該当することから、規定上で外国からも入札参加できるよう官報に告示し50日間以上公告するためである。

7 来年度以降の携帯電話更新についてはどう考えているのか。

今回、これまで使用していたものがサービス停止となることから購入したが、今後は随時、使用に耐えないものを更新することで考えている。

造林事業（C1・C2）

8 工事費内訳書の分析では官側の人件費算出が低いのではないか。

また、官の工事に不落が多いと思うが、人が集められない状況なのか。

農林水産省及び国土交通省が所管する公共工事等に従事した建設労働者の賃金等の実態を調査した公共工事設計労務単価に基づき算出しており、決して積算上低いということではない。

また、従事者の年齢構成が高く、後継者不足、労務者の確保が難しい状況であると聞いている。

指名停止等一覧表

9 財産的損害が生じた場合については、どう対処するのか。

通達等に基づき、賠償請求となる。

10 入札日時時点で、指名停止期間が明けていれば、入札資格があるということか。

指名停止期間が終了すれば入札に参加することができる。

生産事業（D1）

11 応札者3者のうち2者は予定価格より30%以上乖離がみられるのと、同じ入札金額であるが、内容についてどのように見ているのか。

事業体の手持ち仕事量や事業箇所の関係、当該物件は翌債であったこと、また、今年度予算は暫定予算となったことから発注開始が遅れたこと等を勘案して入札に望んだものと考えてい

		<p>る。 結果として落札者以外の入札額が同じであるが、作業種毎の経費内訳は異なっていることから偶然のものであると考えている。</p>
<p>委員会による意見の具申又は勧告内容 [これらに対し部局長が講じた措置]</p>	<p>特になし</p>	

事務局：北海道森林管理局企画調整部業務調整課

(注1) 必要があるときは、各事項を著しく変更することなく、所要の変更を加えることができる。

(注2) 公益社団法人等とは、公益社団法人又は公益財団法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第42条第1項に規定する特例社団法人又は特例財団法人を含む。）をいう。

北海道森林管理局入札監視委員会苦情処理会議審議概要

開催日及び場所	平成25年6月27日(木曜日) 第一研修室		
委員	青木 豪 (青木豪法律事務所) 荒島 裕雅 (荒島裕雅税理士事務所) 中村 圭佐 (公認会計士中村圭佐事務所)		
再苦情申立概要	申立日	件名	契約方式
			契約月日
	該当なし		
委員からの意見・質問、それに対する回答等	意見・質問		回答
委員会による意見の具申又は勧告の内容			